

# 旅行サービス手配業(ランドオペレーター)登録制度の創設

## 制度創設の背景

- 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会（平成28年6月3日）  
平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策を検討し、総合的な対策を取りまとめ。
  - ①貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 ②法令違反の早期是正、不適格者の排除等 ③監査等の実効性の向上
  - ④旅行業者、利用者等との関係強化（ランドオペレーター等に対する規制の在り方検討） ⑤ハード面の安全対策による事故防止の促進
- 訪日旅行における手配構図の実態例
  - ・キックバックを前提とした土産物屋を行程に組むことを約束しつつ、連れ回しや高額な商品購入の勧誘等の問題が発生。
  - ・貸切バスを下限割れ運賃で契約
- 「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」中間とりまとめ（平成28年12月8日）
  - ①受入環境整備（着地型旅行を企画提供しやすい環境整備） ②旅行の安全・取引の公正確保（ランドオペレーターに係る制度創設）

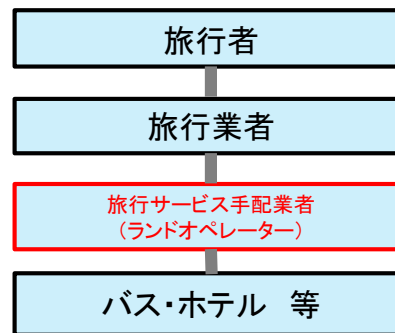
## 旅行業法の一部改正（概要）平成29年6月2日公布

### 【旅行サービス手配業（ランドオペレーター）に係る登録制度を創設】

- ① 旅行サービス手配業の義務
  - ・営業所ごとに旅行サービス手配業務取扱責任者の選任
  - ・契約締結時の書面交付 など
- ② 旅行サービス手配業者の禁止行為
  - ・不実告知、債務履行の遅延、他の法令に違反する斡旋 など

\* **平成30年1月4日以降に国内において旅行サービス手配業（ランドオペレーター）を行うには、都道府県知事の登録が必要。**

〈旅行業者と旅行サービス手配業者等との関係〉



〈旅行サービス手配業者〉：報酬を得て、旅行業者（外国の旅行業者含む）の依頼を受け、運送（鉄道・バス等）又は宿泊（ホテル、旅館等）の手配、有償によるガイドの手配、免税店における物品販売の手配をする者をいう。

## 旅行サービス手配業登録状況（H30年7月13日現在）

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計	総合計
既 旅行業登録業者	38	41	390	37	57	118	18	9	65	13	786	1602
法改正以降の旅行サービス手配業（ランドオペレーター）登録	52	55	218	61	79	150	37	22	93	49	816	